

つくば国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.5 + 4.5) / 2 = 4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	産学官連携による新規プロジェクトの創出数	100%	5
2	次世代がん治療(BNCT)の商用型治療装置の普及施設の数	90%	4
3	市場に本格投入する生活支援ロボットの種類	200%	5
4	藻類産生炭化水素オイルの1ha当たりの年間生産量	85%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.5$

4.5

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(4.5 + 3.3 + 3.8) / 3 = 3.9$

3.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

薬事法第12条(製造販売業)、第13条、第24条(販売業)の許可に係る特例措置(概要)

医療機関で自家消費の目的で医薬品を調整する行為は業にあたらぬので薬事法の規制対象外となる。このため、医師またはその指示を受けた医療従事者が、他の医療機関の設備を利用してその薬剤を合成した場合も、その薬剤を自らの患者に使用することは、現行法でも実施可能との見解が示された。

(事項)

農地法第5条の農地転用に係る特例措置

(概要)

筑波大学がつくば市内の農地(耕作放棄地)を一時転用して藻類産生オイルの大規模生産技術の確立のための培養フィールドを整備することは、現行法でも可能であることが確認できた。

等

専門家による評価の平均値

4.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.3

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.2

- ・研究機関の集積を生かし、4つの先導プロジェクトの推進を軸に、幅広い分野での取組が進められて着実に成果を上げている。特に生活支援ロボットの取組は評価される。イノベーションの社会実装の拠点として、今回の諸分野の連携の枠組みをさらに発展させて、次の段階である実用化・事業化を推進し、他の先例となるように期待したい。
- ・地域独自の取組に積極性が認められるとともに、県・市の特区担当部署の創設、一般社団法人グローバルイノベーション推進機構を軸とする事業の総合的な推進も高く評価される。
- ・税制支援等はほとんど用いられていないことから、当該のプロジェクトには税制・金融支援はあまり有効に機能していないのかもしれない。
- ・各プロジェクトを統合する方向性を示すことが必要である。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.2

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.5 + 3.9 + 4.2 \times 2) / 4 = 4.2$

4.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。